

新法人への移行について^(注)

日本天文学会理事会

(注) 本稿は、2011年の春季年会時の総会で報告する予定であった資料に加筆したものです。3月17日の総会では報告しましたが、改めて会員全員にお知らせするものです。

1. 背 景

明治29年制定の民法で定められていた公益法人制度に関する制度改革が2000年から始まり、2006年5月に公益法人制度改革関連3法案（一般社団・財団法人法、公益法人認定法、関係法律整備法；いずれも略称）が国会で成立し、2008年12月1日から施行されました。それ以前に存在していた公益法人（社団法人日本天文学会もその一つ）はこの時点で特例民法法人となり、施行日から5年以内に新制度のもとでの法人に移行しなければ自動的に解散となります。日本天文学会が活動を継続するには、新定款を作成し登記を行って新しい法人に移行しなければなりません。移行・登記に関しては認定・許可が必要であり、申請が許可されなければ定款の修正などをして再申請可能で

すが、2013年11月30日までには新しい法人となる必要があります。この事情を図1に示します。

2. 今回の法改正で大きく変わったこと

今回の法改正により従来と大きく変わったのは以下の諸点です。第1は、一般社団・財団法人は（従来のような許可ではなく）登記で設立できることです（社団・財団の併記は以下省略）。すなわち、社団法人は、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、設立の登記をすることにより法人格を取得することができます。第2は、法人格取得と公益認定の切り離しです。公益認定を受けても受けなくても法人格としては一般社団法人となります。別途総理大臣や知事により公益性のある法人と認定された場合は「公益社団法人○○○○」の名称を用いることになります。税制上の優遇措置を受けられます。第3は、主務官庁制の廃止です。公益社団法人の所管は、内閣総理大臣また都道府県知事となりました。日本天文学会のように活動が特定の都道府県に限定されない場合は内閣総理大臣所管です。第4は、公益認定、移行認定、移行認可を行う機関が国と都道府県に作られたことです。この機関が法人の実質的な監督権限も有しています。日本天文学会は内閣府に置かれた公益認定等委員会の管轄となります。第5は、公益認定要件の実定化です。公益認定の要件は「公益法人認定法」第5条に定められており、「公益目的事業」の支出が全支出の50%以上であることなど

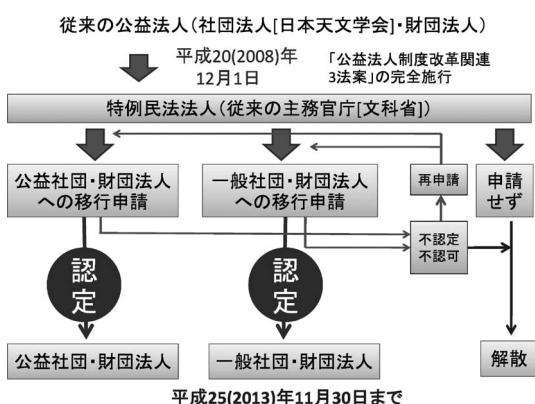


図1 新法人への移行プロセスの概念図。

17項目です。「公益目的事業」の定義は、「同法別表の23事業に該当し、なおかつ、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」とされています。その23事業の筆頭にあげられているのが、「1. 学術、科学振興を目的とする事業」で、天文学会の事業はまさにこれに当たります。

3. 日本天文学会の対応と今後の予定

國枝前理事長のもとで移行に関する準備が開始されました。学術誌刊行や学術集会開催を公益事業として認めるかどうかに関して、公益認定等委員会と学術団体の調整が難航していたため、我々の実質上の取り組みはようやく始まったところです。日本天文学会は公益社団法人として認可されることを目指していますが、公益認定等委員会との調整は予断を許しません。他の同種の学会ともできるだけコンタクトをとり情報を集めて対処する予定です。

公益法人と一般法人では法人税制上の扱いが大きく異なります。ただし、日本天文学会は非営利法人なので、どちらになっても法人税については収益事業のみ課税されることになり、大きな違いはないと思われます。ただし、寄付者に対する優遇措置は、公益法人にしか認められないので、それに関しては大きな違いがあります。今後会員の皆様のご意見を伺いながら、杉山副理事長を中心に定款の改訂作業および公益認定等委員会との調整など、移行に向けての作業を急ピッチで進めます。予定は以下のように考えていますが、相手のある話であり必ずしも予定どおりにならないことも予想されます。この移行作業は節目毎に評議員会に諮り、最終的には総会の承認を得ることが必要です。

2011 秋季年会時の総会：基本方針の確認と新定款(案)の概要説明

2011.10-2012.3 天文月報に新定款(案)を掲載、会員からの意見収集

2012 春季年会時の総会：新定款承認

2012.4-2012.9 公益認定等委員会に申請提出、

調整、会員からの意見収集

- 2012 秋季年会時の総会：公益認定等委員会に承認された新定款を採択、天文月報に掲載
2013 秋季年会までに移行準備を完了。

4. 従来のやり方では対応できないこと

移行の準備を始めたばかりなので、新法人の制度設計はこれから行うことになりますが、これまでのやり方を変更しなければならない大きなことが二つあることはわかっています(図2)。

一つは、社員総会のあり方で、これまでの総会のような委任状による議決ができなくなります。過半数の会員が実際に総会の会場に集合するには難しいため、学会の「会員」と法律に定められた「社員」を切り離す必要が出てきます。会員から選挙で代議員(仮称)を選んで、その人たちを法律上の社員とする方法などが考えられます。一方、現在年会時に行われている総会では、各賞の授賞式や受賞記念講演など学会としての重要行事が行われています。この行事をどのような形で継続するかも検討しなければなりません。

もう一つは評議員会のあり方です。学会の運営に関する権限は法律によって理事会が負うことになります。現在の評議員会が果たしている理事会に対するアドバイザリーボード的な役割をどのような形で残していくかも大きな検討事項です。これらのはかにもいろいろなことが出てくるかと思いますが、会員の皆様のご意見を伺いつつ適切に対応していくつもりです。

(1) 総会の運営

社員総会：過半数の出席が必要(委任状不可)

- ・学会の「会員」と法律に定められた「社員」の分離
(一つの案：選挙で会員から代議員を選んで、法律上の「社員」とする)
- ・現在の総会は重要な役割 ⇒ 会員総会？
(役割と機能の整理)

(2) 評議員会の機能

・社団法人の運営に責任を持つのは理事会。

(現在の評議員会のアドバイザリーモードを移行後の社員総会、理事会などのなかでどう位置づけるかの検討が必要)

図2 従来のやり方では対応できないこと。